

開示項目一覧

[銀行法施行規則第34条の26に定められた記載事項]

(以下のページに掲載しています)

	三井住友トラスト・ホールディングス
■銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1. 経営の組織（銀行持株会社の子会社等の経営管理に係る体制を含む。）	本編68～75、3
2. 資本金及び発行済株式の総数	本編119、70
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
（1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	70
（2）各株主の持株数	70
（3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	70
4. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	本編78～79、2
5. 会計監査人の氏名又は名称	17
■銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
1. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	本編36～65、本編119、3、6～7
2. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
（1）名称	3
（2）主たる営業所又は事務所の所在地	3
（3）資本金又は出資金	3
（4）事業の内容	3
（5）設立年月日	3
（6）銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	3
（7）銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	3
■銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
1. 直近の事業年度における事業の概況	本編36～65、本編116～118、16、61
2. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益	16
（2）経常利益又は経常損失	16
（3）親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失	16
（4）包括利益	16
（5）純資産額	16
（6）総資産額	16
（7）連結自己資本比率	16
■銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
1. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	17～20
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
（1）破綻先債権に該当する貸出金	60
（2）延滞債権に該当する貸出金	60
（3）3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	60
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	60
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	152～179、182～246
4. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（3.に掲げる事項を除く。）	170、247
5. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	51
6. 連結貸借対照表及び連結損益計算書について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	17
7. 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	17
8. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	186、246
■報酬等に関する開示事項	250～253

〔銀行法施行規則第19条の2に定められた記載事項（単体ベース）〕

	三井住友信託銀行
■銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1. 経営の組織	6～7
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	150
(2) 各株主の持株数	150
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	150
3. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	4
4. 会計監査人の氏名又は名称	106
5. 営業所の名称及び所在地	8～11
6. 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項	
(1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	12
(2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	12
■銀行の主要な業務の内容（信託業務の内容を含む）	本編36～65
■銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
1. 直近の事業年度における事業の概況	本編36～65、本編116～118、105
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	105
(2) 経常利益又は経常損失	105
(3) 当期純利益又は当期純損失	105
(4) 資本金及び発行済株式の総数	105
(5) 純資産額	105
(6) 総資産額	105
(7) 預金残高	105
(8) 貸出金残高	105
(9) 有価証券残高	105
(10) 単体自己資本比率	105
(11) 配当性向	105
(12) 従業員数	105
(13) 信託報酬	105
(14) 信託勘定貸出金残高	105
(15) 信託勘定有価証券残高	105
(16) 信託財産額	105
3. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
[主要な業務の状況を示す指標]	
(1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	127
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	127
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	128～129
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	130
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	132
(6) 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	132
[預金に関する指標]	
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	133
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	134
[貸出金等に関する指標]	
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	135
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	135
(3) 担保の種類別の貸出金残高及び支払承諾見返額	137
(4) 使途別の貸出金残高	136
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	136
(6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	136
(7) 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高	137
(8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	137
[有価証券に関する指標]	
(1) 商品有価証券の種類別の平均残高	147
(2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高	139
(3) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別の平均残高	138
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	139

	三井住友信託銀行
【信託業務に関する指標】	
(1) 信託財産残高表	141～142
(2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の期末受託残高	143
(3) 元本補てん契約のある信託の種類別の期末受託残高	142
(4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	143
(5) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高	143
(6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別の期末残高	143
(7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高	144
(8) 担保の種類別の金銭信託等に係る貸出金残高	145
(9) 使途別の金銭信託等に係る貸出金残高	145
(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	144
(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	144
(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別の期末残高	145
■銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の体制	本編98～103
2. 法令遵守の体制	本編104～105
3. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	本編115
4. 指定紛争解決機関の商号又は名称	356
■銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
1. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	106～111
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	149
(2) 延滞債権に該当する貸出金	149
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	149
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	149
3. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	149
4. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	152～179、321～337
5. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（4.に掲げる事項を除く。）	170、338
6. 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	115～118
(2) 金銭の信託	119
(3) 第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引（デリバティブ取引の状況）	120～126
7. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	148
8. 貸出金償却の額	148
9. 貸借対照表及び損益計算書について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	106
10. 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	106
11. 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	324、337
■報酬等に関する開示事項	340～343

[銀行法施行規則第19条の3に定められた記載事項（連結ベース）]

	三井住友信託銀行
■銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	本編36～65、6～7、13～14
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項	
(1) 名称	13～14
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	13～14
(3) 資本金又は出資金	13～14
(4) 事業の内容	13～14
(5) 設立年月日	13～14
(6) 銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	13～14
(7) 銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	13～14
■銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
1. 直近の事業年度における事業の概況	本編36～65、本編116～118、72
2. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	72
(2) 経常利益又は経常損失	72
(3) 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失	72
(4) 包括利益	72
(5) 純資産額	72
(6) 総資産額	72
(7) 連結自己資本比率	72
■銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
1. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	73～76
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	104
(2) 延滞債権に該当する貸出金	104
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	104
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	104
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	152～179、256～319
4. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（3.に掲げる事項を除く。）	170、320
5. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	103
6. 連結貸借対照表及び連結損益計算書について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	73
7. 銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	73
8. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	260、319
■報酬等に関する開示事項	340～343

[金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■破産更生債権及びこれらに準ずる債権	104、149
■危険債権	104、149
■要管理債権	104、149
■正常債権	104、149

開示項目一覧

[平成26年金融庁告示第7号第7条に定められた記載事項]

(以下のページに掲載しています)

	三井住友トラスト・ホールディングス
■自己資本の構成に関する開示事項（別紙様式第5号 CC1）	184～186
■定性的な開示事項	
1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項	
(1) 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	183
(2) 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	183
(3) 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	183
(4) 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	183
(5) 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	183
2. 持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	156
3. 持株会社グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	152～157
4. 信用リスク（派生商品取引及びレボ形式の取引等における取引の相手方に対する信用リスク及び証券化取引に係るリスクを除く。）に関する次に掲げる事項	
(1) リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	158～161
(2) 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要	22～23、159～160、164、198
(3) 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。）	163
(4) 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項	
①信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。）がEADの総額に占める割合	165
②内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯	163、223
③内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要	
（ア）資産区分ごとの格付付与手続	162～165
（イ）パラメータ推計（PD、LGD及びEADの推計をいう。）及びその検証体制	161、164、166
（ウ）内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制	161～162
（エ）内部格付手法を段階的に適用する計画の有無に応じた所定の事項	163
5. 信用リスク削減手法（派生商品取引、レボ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（以下「派生商品取引及びレボ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	175～176
6. 派生商品取引及びレボ形式の取引等における取引の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む）	176～177
7. 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項	
(1) リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	177～178
(2) 持株自己資本比率告示第226条第1項第1号から第4号まで（持株自己資本比率告示第280条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	177～178
(3) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称	177～178
(4) 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響	177
(5) 証券化取引に関する会計方針	178
(6) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む。）	178
(7) 内部評価方式を使用している場合には、その概要	—
8. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）	
(1) リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	167～168
(2) 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲	168
9. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の方針及び手続の概要	171～174
(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）	173
(3) 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
①当該手法の概要	173～174
②保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針及び概要を含む。）	174
10. 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第4条第6項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	178～179
11. 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式第4号第21面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の方針及び手続の概要	167、169
(2) 金利リスクの算定手法の概要	169～170

	三井住友トラスト・ホールディングス
12. 連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第14号 CC2）	187～196
13. 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	201～203
■定量的な開示事項	
1. その他金融機関等（持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	183
2. 信用リスク（カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係るリスク及びリスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
（1）次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳	
①地域別	197
②業種別	197
③残存期間別	197
（2）金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第2号）第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
①地域別	198
②業種別	198
（3）延滞期間別のエクスポージャーの期末残高	198
（4）経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する3月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーにかかる引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	198
3. リスク・ウェイトのみなし計算（持株自己資本比率告示第54条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	
（1）持株自己資本比率告示第54条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	199
（2）持株自己資本比率告示第54条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	199
（3）持株自己資本比率告示第54条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	199
（4）持株自己資本比率告示第54条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	199
（5）持株自己資本比率告示第54条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	199
■別紙様式第2号により作成する定量的な開示事項	
1. 第1面 OV1：リスク・アセットの概要	200
2. 第2面 LI1：会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係	201～202
3. 第3面 LI2：自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因	203
4. 第4面 CR1：資産の信用の質	204
5. 第5面 CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動	205
6. 第6面 CR3：信用リスク削減手法	205
7. 第7面 CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	206～207
8. 第8面 CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー	208～209
9. 第9面 CR6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー	210～219
10. 第10面 CR7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響	220
11. 第11面 CR8：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表	221
12. 第12面 CR9：内部格付手法－ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト	222～225
13. 第13面 CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）	226～227
14. 第14面 CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額	228
15. 第15面 CCR2：CVA リスクに対する資本賦課	228
16. 第16面 CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	229
17. 第17面 CCR4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD 区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	230～231
18. 第18面 CCR5：担保の内訳	232
19. 第19面 CCR6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー	233
20. 第20面 CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表	233
21. 第21面 CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー	234
22. 第22面 SEC1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	235

		三井住友トラスト・ホールディングス
23. 第23面 SEC2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）		235
24. 第24面 SEC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）		236～237
25. 第25面 SEC4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）		238～239
26. 第26面 MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		240
27. 第27面 MR2：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因		241
28. 第28面 MR3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）		242
29. 第29面 MR4：内部モデル方式のバック・テストの結果		243
30. 第30面 IRRBB1：金利リスク		244
31. 第31面 CCyB1：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況		244
32. 第32面 GSIB1：G-SIB選定指標		245
■持株レバレッジ比率に関する開示事項		
1. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項		246
2. 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異が生じた原因（当該差異がある場合に限る。）		—

[平成26年金融庁告示第7号第4条に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■自己資本の構成に関する開示事項（別紙様式第5号 CC1）	258～260
■定性的な開示事項	
1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項	
(1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲（特例企業会計基準等適用法人等（規則第14条の7第3項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）にあっては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	257
(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	257
(3) 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	257
(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	257
(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	257
2. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	156
3. 連結グループ（自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。）全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	152～157
4. 信用リスク（派生商品取引及びレボ形式の取引等における取引の相手方に対する信用リスク及び証券化取引に係るリスクを除く。）に関する次に掲げる事項	
(1) リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	158～161
(2) 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要	79、112、159～160、164、272
(3) 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。）	163
(4) 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項	
①信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。）がEADの総額に占める割合	165
②内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯	163、297
③内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要	
（ア）資産区分ごとの格付付与手続	162～165
（イ）パラメータ推計（PD、LGD及びEADの推計をいう。）及びその検証体制	161、164、166
（ウ）内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制	161～162
（エ）内部格付手法を段階的に適用する計画の有無に応じた所定の事項	163
5. 信用リスク削減手法（派生商品取引、レボ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（以下「派生商品取引及びレボ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	175～176
6. 派生商品取引及びレボ形式の取引等における取引の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む）	176～177
7. 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項	
(1) リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	177～178
(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	177～178
(3) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称	177～178
(4) 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響	177
(5) 証券化取引に関する会計方針	178
(6) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む。）	178
(7) 内部評価方式を使用している場合には、その概要	—
8. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）	
(1) リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	167～168
(2) 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲	168
9. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の方針及び手続の概要	171～174
(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）	173
(3) 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
①当該手法の概要	173～174
②保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針及び概要を含む。）	174

		三井住友信託銀行
10.	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第4条第6項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	178～179
11.	金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式第4号第21面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項	
	(1) リスク管理の方針及び手続の概要	167、169
	(2) 金利リスクの算定手法の概要	169～170
12.	連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第14号 CC2）	261～270
13.	自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	275～277
■定量的な開示事項		
1.	その他金融機関等（自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額	257
2.	信用リスク（カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係るリスク及びリスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
	(1) 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳	
	①地域別	271
	②業種別	271
	③残存期間別	271
	(2) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第2号）第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
	①地域別	272
	②業種別	272
	(3) 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高	272
	(4) 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する3月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーにかかる引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	272
3.	リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第76条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	
	(1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	273
	(2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	273
	(3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	273
	(4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	273
	(5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	273
■別紙様式第2号により作成する定量的な開示事項		
1.	第1面 OV1：リスク・アセットの概要	274
2.	第2面 LI1：会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係	275～276
3.	第3面 LI2：自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因	277
4.	第4面 CR1：資産の信用の質	278
5.	第5面 CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動	279
6.	第6面 CR3：信用リスク削減手法	279
7.	第7面 CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	280～281
8.	第8面 CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー	282～283
9.	第9面 CR6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー	284～293
10.	第10面 CR7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響	294
11.	第11面 CR8：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表	295
12.	第12面 CR9：内部格付手法－ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト	296～299
13.	第13面 CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）	300～301
14.	第14面 CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額	302
15.	第15面 CCR2：CVA リスクに対する資本賦課	302
16.	第16面 CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	303
17.	第17面 CCR4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD 区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	304～305
18.	第18面 CCR5：担保の内訳	306
19.	第19面 CCR6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー	307
20.	第20面 CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表	307

	三井住友信託銀行
21. 第21面 CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー	308
22. 第22面 SEC1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	309
23. 第23面 SEC2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	309
24. 第24面 SEC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）	310～311
25. 第25面 SEC4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）	312～313
26. 第26面 MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額	314
27. 第27面 MR2：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因	315
28. 第28面 MR3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）	316
29. 第29面 MR4：内部モデル方式のバック・テストの結果	317
30. 第30面 IRRBB1：金利リスク	318
■連結レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	319
2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異が生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—

[平成26年金融庁告示第7号第2条に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■自己資本の構成に関する開示事項（別紙様式第1号 CC1）	322～324
■定性的な開示事項	
1. 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式第4号第21面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の方針及び手続の概要	167、169
(2) 金利リスクの算定手法の概要	169～170
2. 貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第13号 CC2）	325～334
■別紙様式第2号により作成する定量的な開示事項	
1. 第1面 OV1：リスク・アセットの概要	335
2. 第30面 IRRBB1：金利リスク	336
■単体レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項	337
2. 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異が生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—

[平成26年金融庁告示第7号第9条第1項に定められた記載事項]

	三井住友トラスト・ホールディングス
■銀行持株会社における四半期の開示事項	
1. 自己資本の構成に関する開示事項	184～186
2. 持株自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	187～196
3. 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、持株自己資本比率告示第2条第1号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第2号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第3号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）に関する契約内容の概要	187
4. 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（3.に掲げる事項を除く。）	187
5. 持株自己資本比率告示第2条及び第2条の2に規定する基準に関する開示事項（別紙様式第10号 KM1：主要な指標）	182
6. 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）	—
7. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項	246
8. 前四半期の持株レバレッジ比率との間に著しい差異が生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—
9. 持株レバレッジ比率に関する事項	246
10. 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による持株レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該持株レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）	—

[平成26年金融庁告示第7号第6条第2項に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■銀行における四半期の開示事項	
1. 自己資本の構成に関する開示事項	258～260
2. 自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	261～270
3. 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第2条第1号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第2号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第3号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）に関する契約内容の概要	261
4. 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（3.に掲げる事項を除く。）	261
5. 自己資本比率告示第2条及び第2条の2に規定する基準に関する開示事項（別紙様式第10号 KM1：主要な指標）	256
6. 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）	—
7. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	319
8. 前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異が生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—
9. 連結レバレッジ比率に関する事項	319
10. 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）	—

[平成26年金融庁告示第7号第6条第1項に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■銀行における四半期の開示事項	
1. 自己資本の構成に関する開示事項	322～324
2. 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	325～334
3. 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第14条第1号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第2号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第3号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）に関する契約内容の概要	261
4. 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（3.に掲げる事項を除く。）	261
5. 自己資本比率告示第14条及び第14条の2に規定する基準に関する開示事項（別紙様式第9号 KM1：主要な指標）	321
6. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項	337
7. 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異が生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—
8. 単体レバレッジ比率に関する事項	337

[平成27年金融庁告示第7号第7条に定められた記載事項]

	三井住友トラスト・ホールディングス
■連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	247
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	247
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	247
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	247
■連結流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	170
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	170
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	170

[平成27年金融庁告示第7号第4条に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	320
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	320
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	320
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	320
■連結流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	170
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	170
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	170

[平成27年金融庁告示第7号第2条に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	338
2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	338
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	338
4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項	338
■単体流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	170
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	170
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	170

[平成27年金融庁告示第7号第9条に定められた記載事項]

	三井住友トラスト・ホールディングス
■銀行持株会社における四半期の開示事項	
1. 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	
(1) 別紙様式第3号	247
(2) 別紙様式第5号 KM1：主要な指標	182

[平成27年金融庁告示第7号第6条に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■銀行における四半期の開示事項	
1. 単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	
(1) 別紙様式第1号	338
(2) 別紙様式第4号 KM1：主要な指標	321
2. 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	
(1) 別紙様式第2号	320
(2) 別紙様式第5号 KM1：主要な指標	256